

大阪市従業員労働組合市民生活支部との事務折衝

- 日 時 令和5年10月12日（木） 11：00～11：30
- 場 所 中央卸売市場業務管理棟 15 階 第1会議室
- 出席予定者

（中央卸売市場）	（市民生活支部）
総務担当課長	書記長
総務担当課長代理	書記次長
担当係長	書記次長

「令和6年度(2024 年度)勤務労働条件に関する要求書」に対する事務折衝

【所属】: (担当係長)

- これより、6 月に申し入れをいただきました項目につきまして、事務折衝を行います。

【所属】: (総務担当課長)

- 平素は、当局の円滑な業務執行に関して、ご理解・ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。
- それでは、申し入れにつきまして、所属の考え方をお示しさせていただきます。
今回の事務折衝では、労働安全衛生対策とりわけ熱中症の取組みと新型コロナウイルス感染症対策並びにワークライフバランスの取組み状況についてご説明いたします。
- 熱中症の取組みについては、日々の作業前ミーティング等において、注意喚起を行うなど熱中症とならない職場環境づくりに努めるとともに、職場安全衛生委員会も活用して啓発を行ってまいりました。
- 特に、新型コロナウイルス感染症予防のためのマスク着用につきましてですが、新型コロナウイルスの感染症法の位置づけが令和5年5月8日に「5類感染症」に変更されたことに伴い、5月8日以降は原則として、マスクの着用が職員個人の判断に委ねられることになったところです。
- それを受けまして、市場におきましては、基本的な感染対策として有効とされる、手洗い等の手指衛生や換気、「三つの密」の回避には引き続き取り組んでいただきつつ、業界対応等の際にはマスクの着用を推奨することとし、熱中症リスクが著しく高まる状況も想定される業務の遂行において、必要以上の制限とはならないよう、対応してまいりました。
- また暑さ対策として、一部試験的ではありますが、「空調服」の導入を拡大しており、現在、業務適性や効果の検証を進めております。
- また、救命救急に関する応急措置への対策といたしましては、各場に瞬間冷却材を配置しております。

- 今後も、救命救急対策については、各職場の業務実態等を勘案のうえ、必要に応じて対応するとともに、注意喚起や意識啓発を行ってまいりたいと考えております。
- 今後も、各職場の業務実態等を勘案のうえ、必要に応じて対応してまいりたいと考えております。
- 次に、ワークライフバランスの取組みについてご説明いたします。

平成 31 年4月の労働基準法及び人事委員会規則の改正により、民間の労働者及び国家公務員に時間外勤務時間の上限時間が導入されるとともに、地方公務員についてもこれらの趣旨を踏まえた対応を図る必要から、本市においても時間外勤務時間の上限時間を定め、長時間労働の是正、ワークライフバランスの推進に努めてまいりました。

上限時間にかかる規定の趣旨を踏まえ、今後も時間外労働時間の縮減及びワークライフバランスの推進を図ってまいりたいと考えております。

以上、所属としての考え方でございますので、よろしくお願いします。

【支部】:《書記長》

- ただいま、総務担当課長より 2024 年度勤務労働条件に関する要求書に対する一部の回答及び現時点の考え方が示された。
- 熱中症については、日々の注意喚起と意識啓発に努めたとのことである。そして、熱中症による体調不良が発生した場合の応急処置対策として、瞬間冷却剤を各職場に配置したこと、熱中症対策として一部試験的に「空調服」の導入をしていることについては評価するところである。
- 技能職員においては、今年度も酷暑に見舞われ、野外や高温多湿の室内で業務をおこなうことも多く、過酷な状況下での作業をおこなっており、近年は熱中症による救急搬送や死亡事例などが多く、今年においても全国的に平年を超える暑さが続く状況となっている。
- また、新型コロナウイルス感染症については、分類が5類となり、マスクの着用が緩和されたものの、生活様式に合わせたマスクの着用が現在も推奨されている。
- 引き続き、熱中症対策の強化を求めるとともに、「新型コロナウイルス感染症」におけるマスクの着用については、業務遂行において必要以上の制限をおこなわないよう、制度に沿った対応を求めておく。
- また、「空調服」など業務適性に合った作業服等の貸与をするとともに、「空調服」については本格的な貸与に向け効果検証をおこない、衛生面の必要性から複数枚の貸与、破損やバッテリー等の劣化が生じた場合は、速やかに交換をおこなうよう要請しておく。
- ワーク・ライフ・バランスについてであるが、労働基準法及び人事委員会規則を踏まえた時間外勤務時間の法定時間を順守し、法定時間を超えることの無いよう、引き続き、この状態を維持できるよう求めておく。

- 組合員一人ひとりのワーク・ライフ・バランス実現に向けて「働きがい・やりがい」が持てる職場環境改善の取り組みについて、より一層の推進を求めておく。
- 定年引上げに伴う高齢期の雇用制度については、来年4月より段階的な定年の引上げがおこなわれる。高齢者の多様な働き方のニーズに応えるものとして「高齢者部分休業制度」や「定年前再任用短時間勤務制度」も新設されてきた。
- 制度完成まで定年退職後、再就職を希望する全職員の雇用を確保するとともに、高齢期の働き方に対する選択肢の幅を広げるためにも、休暇の取得や希望する雇用形態を選択できる職場環境整備を図るよう求めておく。
- 次に、今年は災害動員に関わる対応として、8月15日に近畿地方を通過した台風7号に対し、大阪市では3号動員が発令されてきた。
- 近年は想定を超える大規模自然災害が頻発している中、組合員は災害対応動員で昼夜を問わず業務に精励してきている。
- 災害発生時は現場判断によって、連続的な緊急対応をおこなう場面もあると認識するが、連続勤務による疲労は集中力の低下など公務災害を発生させる要因となることから、十分な休憩時間の確保や長期間の対応時には勤務間インターバルの確保など、健康面に配慮した運用に努めるよう求めておく。
- 労働安全衛生に関わる課題については、7月14日に申し入れをおこなった「健康障がい予防対策に関する申し入れ書」にある各項目の内容を確実に実施するとともに、労働基準監督署の「指導票」に基づき、石綿含有建材の取扱作業に従事した職員への臨時健康診断を早急におこなうよう求めておく。
- とりわけ、施設の維持管理業務に従事してきた組合員は、落下した耐火被覆材の廃棄や不安定な状態の耐火被覆材を研り・除去する作業を繰り返しおこなっており、石綿障害予防規則に定められた防護措置をおこなうことなく作業を続けてきたことから、将来的な健康障がいに対する大きな不安を抱いている。
- 適切に健康診断を実施するとともに、今後組合員の健康が脅かされることの無いよう、しっかりとした対策を講じるなど、局の誠意ある対応を強く求めておく。
- 最後に、大阪市では大阪市職員採用試験要綱に基づき、今年度も南港市場の技能職員採用試験がおこなわれている。新規採用については、職場並びに支部としても大きく期待をしていることから、引き続き局として、新規採用者の獲得へ向けて尽力をお願いする。
- また、業務実態に応じた現業管理体制と質の高い公共サービスを提供できる業務執行体制の確立、及び適正な要員配置についても、労働組合と意見交換をおこなうよう合わせて求めておく。
- 今後、勤務労働条件に影響を及ぼす事象が発生した場合は、労使合意が大前提という労使間ルールを遵守し、十分な交渉・協議をおこなうよう強く要請し、その上で、現時点での局からの回答について、一定了解する。

【所属】:(総務担当課長)

- ただいま、書記長から大阪市従業員労働組合市民生活支部としての見解がございました。また、私どもが説明いたしました内容に対し、ご理解をいただきありがとうございます。
- 中央卸売市場といたしましては、職員の労働安全衛生の充実及びワークライフバランスの推進に努めてまいりたいと考えております。
- また、先般、「健康障がい予防対策に関する申し入れ書」をお受けしたところでございます。申し入れのあった健康診断や安全衛生教育の実施等の各項目につきましては、労働基準監督署など関係機関へ相談しつつ対応をすすめてしているところです。
- 今後も必要に応じて、協議・交渉を行ってまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。
- 本日はどうもありがとうございました。